

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	9. 環境政策の基盤整備	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 川上 尚貴		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (359ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2節	3 環境情報の整備と提供			
その他関連する個別計画	電子政府構築計画、重点計画 2007 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日)				

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	5,188	4,823	6,591	
	一般会計	5,188	4,823	6,591	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【環境基本計画の効果的実施】</b></p> <p>○各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した同計画に係る取組の普及啓発。</p> <p><b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b></p> <p>○環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。</p> <p>○環境影響評価手続の実施状況等に関する検討の結果を踏まえた制度の見直し、適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。</p> <p>○戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(SEA ガイドライン)の適用事例の積重ね及びSEA ガイドラインに基づく環境保全の見地からの環境省意見の提出。</p> <p><b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b></p> <p>○環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種調査研究・研究開発の実施。</p> <p>○研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。</p> <p><b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b></p> <p>○環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続きの電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。</p> <p>○国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。</p> <p>○「環境情報戦略」に基づき、環境情報に立脚した環境行政の実現及び利用者ニーズに応じた環境情報の提供を推進。</p>				

### ③施策の方針に対する総合的な評価

#### 【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。

○また、平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続(戦略的環境アセスメント)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発において、目標の開発数を上回るなど、期待どおりの成果が得られた。

○平成21年度より開始した「環境経済の政策研究」の成果が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)の前提条件を与え、また、平成22年版環境白書での分析に活用されるなど、環境政策の基礎として期待どおりの成果が得られた。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○環境情報をワンストップで入手できるポータルサイトの内容、構成等について、利用者ニーズ等を踏まえながら検討を行い、平成22年度の運用開始に向けて必要な成果を得るなど、平成21年3月に策定した「環境情報戦略」に定める「当面優先して取り組む施策」の着実な推進を行った。

○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。

○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。

○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。



### ④今後の主な課題

#### 【環境基本計画の効果的実施】

○各主体が連携した取組を進めることにより具体的な各施策の実効性を高めるとともに、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが課題。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討が必要。

○より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、中央環境審議会答申において今後の課題として指摘を受けた事項についての検討が必要。

○最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベース構築が必要。

○中央環境審議会の答申において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。」とさ

れたことから、今後、政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する必要がある。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 平成18年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行っており、新たな推進戦略において今後5年間の重点課題が示される予定。この新たな推進戦略では、従来の「脱温暖化社会」「循環型社会」「自然共生型社会」「安全が確保される社会」という4つの個別領域における重点課題の設定のみならず、全領域共通の重点課題、領域横断的に取り組むべき重点課題についても明示する予定。
- 産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備を進める。
- 競争的研究資金については、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携等の強化が課題。
- 環境経済の政策研究については、グリーン・イノベーションの推進、環境・経済・社会のバランスのとれた新たな経済社会システムの在り方など、世界的に検討が進みつつある分野について、環境経済的な側面から更なる研究の充実を図ることが必要。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい環境情報の電子的提供が課題。
- 環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。
- 環境情報戦略の実施のため、その体制の整備や関係府省との連携を構築することが課題。



### ⑤今後の主な取組

#### 【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討を進めていく。
- 中央環境審議会答申において挙げられた、より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、今後の課題として指摘を受けた事項について検討していく。
- 最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベースの構築に取り組む。
- 政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行い、新たな推進戦略で設定された課題を着実に実施するよう、体制整備や重点化を図る。なお、新たな推進戦略について、その実施状況のフォローアップを実施することとしている。
- 地域の産学官連携による環境技術開発の基盤整備、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。
- 環境研究開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。
- 競争的研究資金について、新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」等を踏まえ、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携の強化を図る。
- 環境経済の政策研究について、グリーン・イノベーションの推進等の残された課題について、新たに公募を行うなど、研究の充実を図る。



	①e	31,601	27,906	27,326	—		
	①f	18.1	19.7	22.9	—		
	②	364,376	353,392	344,669	365,566	371,558	
目標を設定した根拠等	基準年				基準年の値		
	根拠等	第三次環境基本計画					
評価・分析	<b>【達成の状況】</b>						
	○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。						
	<b>【必要性】</b>						
	○政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。						
<b>【有効性】</b>							
○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。							
・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと							
・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること							
・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること							
○第三次環境基本計画の進捗状況について点検とその結果の閣議報告を行うことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。							
<b>【効率性】</b>							
○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総合的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。							
○インターネット等を始めた各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。							



#### <今後の展開>

- 引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行う。
- 引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境

基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。

- 第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針に沿った取組を進める。
- 引き続き、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画に係る取組等の普及啓発を効率的に進める。

<b>目標 9-2</b>		<b>環境アセスメント制度の適切な運用と改善</b>						
		環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。						
<b>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</b>		6章2節 環境影響評価等						
<b>関係課・室</b>		環境影響評価課						
<b>指標の名称及び単位</b>		①(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] ②(参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]						
<b>指標年度等</b>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
<b>指標</b>	①	161(111)	169(119)	177(127)	179(129)	188(138)	—	—
	②	4	4	5	5	5	—	—
<b>目標を設定した根拠等</b>		<b>基準年</b>	—		<b>基準年の値</b>	—		
		<b>根拠等</b>	—					
<b>評価・分析</b>		<p><b>【達成の状況】</b></p> <p>○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。</p> <p>○平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続(戦略的環境アセスメント)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。</p> <p><b>【必要性】</b></p> <p>○環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。</p> <p>○法施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、平成22年3月に改正法案を国会に提出した。法案の成立後は、政省令の整備や施行に向けた調査・検討等を速やかに行っていくことが必要である。</p> <p>○事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。また、事業者、地方公共団体、地域住民等が環境影響評価の実施に当たって必要な情報を利用できるよう環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供が必要である。</p> <p>○最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上や将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための調査検討が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。</p>						

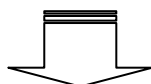
○戦略的環境アセスメントについては、今回の法改正において個別事業の位置・規模又は施設の配置、構造等の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメント制度を導入した。今後、より上位の戦略的環境アセスメントの整備に向けて、諸外国の戦略的環境アセスメントに関する情報を補完するとともに、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していく必要がある。

#### 【有効性】

- 環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月)により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。さらに、地方においても環境影響評価条例の整備が進められた結果、法と条例とが一体となって幅広い規模・種類の事業を対象に、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしている。
- 平成 21 年度は環境影響評価法に基づく手続が 7 件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成 21 年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった 5 件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や温室効果ガスの削減に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るという期待どおりの成果が得られた。
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等については、中央環境審議会総合政策部会の下に環境影響評価制度専門委員会を設置し、環境影響評価制度の各論点に係る議論を行い、それをもとに中央環境審議会から環境大臣に対し答申がなされた。また、これを踏まえ 3 月には SEA、事後調査等を盛り込んだ改正法案が閣議決定された。
- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続中の案件の周知を行っているが、平成 21 年度には新たに環境影響評価法による評価書 9 冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなり、期待通りの成果が得られた。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所において、アセスサポーターをモデル的に雇用し、その活用を図るなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

#### 【効率性】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。



<今後の展開>

- 環境影響評価法については、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が平成 22 年 3 月に閣議決定され、国会に提出されたところであり、法案の成立後速やかに政省令の整備や施行に向けた調査・検討等必要な措置を講ずる。
- 平成 17 年度に見直しが行われた基本的事項については、概ね 5 年程度を目途として点検することとされており、第 2 回点検のための検討を進める。また、法改正で新たに盛り込まれる手続に係る基本的事項の策定について検討を行う。
- 中央環境審議会の答申を踏まえ、今後、政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。
- 最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積、環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供、環境影響評価の専門性を有する人材の育成などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
- より上位の戦略的環境アセスメントの導入等、中央環境審議会で今後の課題とされた事項について検討を重ねていく。
- 環境影響評価手続を終了した案件のフォローアップの充実、SEA の実施のため、地方環境事務所の体制の整備・強化を引き続き進める。

目標 9-3		環境問題に関する調査・研究・技術開発							
		環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ		6章第 3 節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等							
関係課・室		環境研究技術室、環境計画課							
指標の名称及び単位		①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/着手]							
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	0/6	0/6	3/8	5/8	7/8	H19 年度末 H20 年度末 H21 年度末	【技術の実用化数】 3 5 6	
目標を設定した根拠等		基準年	H15年		基準年の値	—			
		根拠等	環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)						
評価・分析		<p><b>【達成の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発において、目標の開発数を上回るなど、期待どおりの成果が得られた。</li> <li>○平成 21 年度より開始した「環境経済の政策研究」の成果が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)の前提条件を与えた。また、平成 22 年版環境白書での分析に活用されるなど、環境政策の基礎として期待どおりの成果が得られた。</li> </ul> <p><b>【必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第 3 期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上</li> </ul>							



で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。

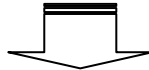
- 新興国等の人口増加や急速な経済成長の進展により、資源・エネルギー需給が逼迫し、地球規模での環境問題が深刻化しているように、環境と経済がますます密接に関連する中で、効果的な環境政策を進めるためには、環境と経済とのダイナミックな相互関係についての調査分析、政策の経済学的な評価手法を行う必要がある。

#### 【有効性】

- 競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。
- ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。
- 環境経済の政策研究については、その成果を環境政策の基礎とすることが求められる中、各研究者が行政担当者との密接な連携を図りつつ研究を進めた結果、その研究成果が、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」(平成22年3月31日公表)の前提条件を与え、また、「平成22年版環境白書」(平成22年6月1日閣議決定)での分析に活用されるなど、期待どおりの成果が得られた。

#### 【効率性】

- 競争的資金(環境研究総合推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行うPD(競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。



#### ＜今後の展開＞

- 既存の枠を超えた分野横断的な研究開発を進めるため、「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、平成22年度から「環境研究総合推進費」として運用。
- 地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のため、地方環境研究所を中心とした人材ネットワークの形成等を図る。
- 研究・環境技術開発の推進に当たり、平成18年3月に中央環境審議会から答申いただいた「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づき、研究・技術開発を推進しているところ。現在、同戦略の見直しの審議中であり、答申が得られた後は、改訂した推進戦略に基づき、更なる重点的な研究・技術開発を図っていく。
- グリーン・イノベーションの推進、環境・経済・社会のバランスのとれた新たな経済社会システムの在り方など、世界的に検討が進みつつある分野について、環境経済的な側面から更なる研究の充実を図る。

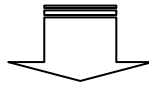
目標 9-4

#### 環境情報の整備と提供・広報の充実

環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。

環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章4節 環境情報の整備と提供・広報の充実							
関係課・室	環境情報室、広報室、環境計画課							
指標の名称及び単位	① 環境情報に関する国民の満足度[%] ② (参考)環境省ホームページアクセス件数[百万アクセス] ③ (参考)環境省ホームページファイル数[万ファイル] ④ (参考)環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数[百万アクセス]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	-	24.9	17.7	24.4	17.9	-	90
	②	162	197	234	(P)	(P)	平成19年度	190
	③	22	34	32	(P)	(P)	平成19年度	25
	④	-	3.2	4.4	(P)	(P)	平成19年度	3.5
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	第三次環境基本計画						
評価・分析	<b>【達成の状況】</b> ○平成21年3月に策定された「環境情報戦略」に基づき、政府の持つ環境情報をワンストップで入手できるポータルサイトの内容、構成等について、利用者ニーズ等を踏まえながら検討を行い、平成22年度の運用開始に向けて必要な成果を得た。また、公害関連情報を環境省 HP 上(英語版)で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。 ○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。 ○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。 ○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。							
	<b>【必要性】</b> ○様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。 ○環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。							
	<b>【有効性】</b> ○ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。 ○研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。							
	<b>【効率性】</b> ○環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに応じているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用							

として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取り組みが必要。  
 ○各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。  
 ○新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。



**<今後の展開>**  
 ○インターネットの普及に伴い環境省ホームページを利用する主体や利用目的も多様化している状況を踏まえ、利用者本位の環境情報を整備すると共に、様々な個別ページについて、デザインや文書の構造など利用者視点からの見直しを行う。なお、環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画に基づく情報基盤の整備を、平成23年度までに実施する。  
 ○関係機関の協力も得て、各種媒体を通じた広報活動を年間を通して行う。「環境の日」を中心とした「環境月間」には、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、関連行事を実施する。

**⑦予算事項（事務事業）について**

当該施策に関する主な法律・税制等										
【環境研究技術】 公害防止等試験研究費（一括計上）について、環境省設置法第4条第1項第3号に基づく施策										
【環境情報】 環境基本法、「電子政府構築計画」等の電子政府の施策										
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21			H22			H23 反映		
9-1	①環境行政年次報告書作成等経費	38			38			→		
	②環境保全経費見積調整費	2			2			→		
	③環境基本計画推進経費	25			19			↑		
9-2	①環境影響評価制度等推進費(H23 名称変更:環境影響評価高度化経費)	38			36			↑		
	②戦略的環境アセスメント導入推進費(H23 名称変更:環境影響評価高度化経費)(統合:9-2①)	30			29			—		
	③環境保全経費見積調整費「再掲:9-1」	—			—			—		
	④環境影響評価制度充実推進費(H23 名称変更:環境影響評価高度化経費)(統合:9-2①)	18			16			—		
	⑤環境影響評価技術調査費(H23 名称変更:環境アセスメント技術調査費)	49			59			↑		
	⑥環境影響評価審査実施経費(H23 名称変更:火力発電所に係る審査高度化調査費)	20			48			↓		
	⑦環境影響評価追跡調査費	14			14			×		
	⑧環境影響評価審査体制強化費	0			0			新		
9-3	①地球環境保全等試験研究必要な経費(一括計上予算)	643			461			→		
	②環境研究総合推進費	1,160			5,269			↑		
	③環境研究・技術開発推進事業	56			56			↓		
	④環境技術実証事業	175			176			↓		
	⑤地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	41			41			×		
	⑥環境研究・技術開発の戦略的発信事業	10			0			×		
	⑦環境試料タイムカプセル化事業	84			79			→		
	⑧地方における環境調査研究機能強化費	4			0			×		

	⑨太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費	30	0	×
	⑩世界に貢献する環境経済の政策研究	400	400	→
	*酸性雨調査研究費(2-2)	-	-	-
	*衛星搭載用観測研究機器製作費(2-4)	-	-	-
	*気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(2-4)	-	-	-
	*微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費(3-1)	-	-	-
	*農薬健康・環境影響対策費(3-5)	-	-	-
	*循環型社会形成推進科学研究費補助金(4-3)	-	-	-
	*環境汚染等健康影響基礎調査費	-	-	-
	*化学物質環境安全性総合調査等調査研究費	-	-	-
	*イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(7-1)	-	-	-
	*イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費(7-1)	-	-	-
	*水俣病に関する総合的研究(7-2)	-	-	-
	*国立水俣病総合研究センター(7-2)	-	-	-
	*環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(7-4)	-	-	-
9-4	①情報報基盤の強化対策経費	1,101	1,153	↑
	②環境保全普及推進費	96	96	→
	③世界に貢献する環境経済の政策研究環境政策研究調査等経費	400	400	→
	⑥環境保全に関する調査、研修等に必要経費	159	699	↓
	⑦上海国際博覧会関係費	21	20	×

#### ⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
9-2⑦	一定の成果が得られたため、平成 22 年度限りで業務を終了することとした。	環境省における審査体制の強化等を通じ、必要に応じて環境影響評価後の事業の実施状況についての的確な把握に努める。
9-3⑤	一定の成果が得られたため、平成 22 年度限りで業務を終了することとした。	必要に応じ、本業務において作成した産学官連携を進めるためのマニュアル等を用いて、本業務の成果普及を図っていく。
9-3⑥	平成 21 年度で終了。効果・効率的な情報発信の観点から、国立環境研究所における情報発信と連携し、当予算事項では、当初の予定であった網羅的な情報発信から、メッセージ性をより強化したテーマの絞り込み・厳選を行った結果、更新経費の圧縮の見通しが立ったため。	国立環境研究所と連携し、よりメッセージ性を強めた効果・効率的な情報発信を行っていく。
9-3⑧	平成 21 年度で終了。経済危機の中、その低下が危ぶまれる地方における環境調査研究機能を維持・強化するための方策をまとめることが急務であり、事業計画を1年前倒したため。	地域のノウハウ、リソース等を活かした活性化策を策定・提言する。
9-3⑨	平成 21 年度業務実施にあたり、再度費用対効果を検証し、業務効率化の観点から業務を中止した。	太陽光発電の動向を注視し、必要に応じ施策の検討を行う。
9-4⑦	本事業は上海国際博覧会の終了に伴い、平成22年度限りで終了することとした。	今後は、得られた成果を国内外に対し広く普及啓発を図っていく。

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

○「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)、「重点計画-2007」(2007年(平成19年)7月26日IT戦略本部決定。)等の電子政府の施策に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組、情報セキュリティ対策の充実・強化の取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組を政府全体で推進する

○施政方針演説:第169回国会(平成20年1月18日)

<当該施策に係る府省庁>

○厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省【目標9-2】

<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	9-1-① a	(参考) (地球温暖化分野) 温室効果ガスの年間総排出量
	9-1-① b1	(参考) (物質循環分野) 資源生産性
	9-1-① b2	(参考) (物質循環分野) 循環利用率
	9-1-① b3	(参考) (物質循環分野) 最終処分量
	9-1-① c1	(参考) (大気循環分野) 大気汚染に係る環境基準達成率
	9-1-① c2	(参考) (大気循環分野) 都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数
	9-1-① d1	(参考) (水環境分野) 公共用水域の環境基準達成率
	9-1-① d2	(参考) (水環境分野) 地下水の環境基準達成率
	9-1-① e	(参考) (化学物質分野) PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
	9-1-① f	(参考) (生物多様性分野) 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	9-2-①	(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)
	9-2-②	(参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数
	9-3-①	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
	9-4-①	環境情報に関する国民の満足度 [%]
	9-4-②	環境省ホームページアクセス件数
9-4-③	環境省ホームページファイル数	
9-4-④	環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数	
指標の解説	9-1-① a	温室効果ガスの年間総排出量
	9-1-① b1	GDP/天然資源等投入量
	9-1-① b2	循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)
	9-1-① b3	廃棄物の埋め立て量
	9-1-① c1	NO2(自排局)についての達成率(達成測定局数/有効測定局数で算定(全国))
	9-1-① c2	東京都の年間の熱帯夜日数
	9-1-① d1	BOD(河川)・COD(湖沼・海域)の環境基準達成率
	9-1-① d2	地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率
	9-1-① e	PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量の合計(大気)
	9-1-① f	脊椎動物について、絶滅のおそれのある種数/評価対象種数
	9-2-①	環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数(既に手続を終了した案件、或いは現在手続中の案件の累積)
	9-2-②	上位計画等に係る環境影響評価に係る環境影響評価を制度化している地方公共団体数
	9-3-①	ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発を行っている技術数
	9-4-①	「環境にやさしいライフスタイル実態調査」中、「環境情報の満足度」における15項目の満足度(「十分満足している」又は「まあ満足している」と答えた人の割合)の平均値
	9-4-②	インターネットを通じ環境省ホームページ(トップページ)にアクセスされた件数
9-4-③	環境省ホームページに掲載されているファイル数(情報量)	
9-4-④	インターネットを通じ環境省ホームページ(英語版ページ)にアクセスされた件数	

評価に用いた資料等	
-----------	--



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--